

令和6年4月17日開会

令和6年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和6年4月臨時会議議案

(1)

議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第1号	令和6年度宮古市一般会計補正予算（第2号）
議案第2号	宮古市市税条例の一部を改正する条例

議案第1号

令和6年度宮古市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度宮古市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154,023千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,399,463千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年4月17日提出

宮古市長 山本正徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

会 計	一般会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		5,427,190	121,837	5,549,027
	2 国庫補助金	2,827,332	121,837	2,949,169
19 繰入金		3,395,139	29,186	3,424,325
	1 基金繰入金	3,395,139	29,186	3,424,325
22 市債		3,582,800	3,000	3,585,800
	1 市債	3,582,800	3,000	3,585,800
補正されなかった款項にかかる額		23,840,311		23,840,311
** 歳入合計 **		36,245,440	154,023	36,399,463

2 歳出

会 計	一般会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		6,664,556	23,646	6,688,202
	1 総務管理費	5,997,310	23,646	6,020,956
3 民生費		9,543,334	121,837	9,665,171
	1 社会福祉費	5,214,488	121,837	5,336,325
5 労働費		59,706	990	60,696
	1 労働諸費	59,706	990	60,696
8 土木費		2,817,397	1,400	2,818,797
	2 道路橋りょう費	1,311,833	1,400	1,313,233
9 消防費		1,918,503	3,150	1,921,653
	1 消防費	1,918,503	3,150	1,921,653
11 災害復旧費		1	3,000	3,001
	2 農林水産業施設災害復旧費		3,000	3,000
補正されなかった款項にかかる額		15,241,943		15,241,943
** 歳出合計 **		36,245,440	154,023	36,399,463

第2表 地方債補正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
災害復旧事業債		3,000	3,000	普通貸借券 又は証券発行	3.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
補正されなかった地方債の額	3,582,800		3,582,800			
計	3,582,800	3,000	3,585,800			

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項		一般会計 15 国庫支出金 2 国庫補助金				
目				補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金				66,418	121,837	188,255
** 計 **				2,827,332	121,837	2,949,169

会計 款 項		一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金				
目				補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金				953,469	29,186	982,655
** 計 **				3,395,139	29,186	3,424,325

会計 款 項		一般会計 22 市債 1 市債				
目				補正前の額	補正額	計
10 災害復旧債					3,000	3,000
** 計 **				3,582,800	3,000	3,585,800

節		金額	説明
区分			
6	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	121,837	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 121,837

節		金額	説明
区分			
1	財政調整基金繰入金	29,186	財政調整基金繰入金 29,186

節		金額	説明
区分			
1	災害復旧債	3,000	災害復旧事業債 3,000

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 一般管理費	1,499,521	2,000	1,501,521				
		15 諸費	31,996	21,646	53,642				
		** 計 **	5,997,310	23,646	6,020,956				

会計 款 項	一般会計 3 民生費 1 社会福祉費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 社会福祉総務費	1,896,994	121,837	2,018,831	121,837			
		** 計 **	5,214,488	121,837	5,336,325	121,837			

会計 款 項	一般会計 5 労働費 1 労働諸費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 労働諸費	59,706	990	60,696				
		** 計 **	59,706	990	60,696				

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 3 水産業費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		4 漁港建設費	530,613		530,613				
		** 計 **	849,997		849,997				

会計 款 項	一般会計 8 土木費 2 道路橋りょう費	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他
		1 道路橋りょう総務費	38,478	1,400	39,878				
		** 計 **	1,311,833	1,400	1,313,233				

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
2,000	25 寄附金	2,000	災害見舞金 2,000
21,646	22 償還金利子及び割引料	21,646	国庫支出金返還金 21,646
23,646			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	10 需用費	600	消耗品費 500 印刷製本費 100
	11 役務費	737	通信運搬費 500 手数料 237
	12 委託料	500	低所得者支援給付金システム作成業務委託料 200 低所得者支援給付金確認書等発送業務委託料 300
	19 扶助費	120,000	低所得者支援給付金 120,000

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
990	14 工事請負費	990	宮古職業訓練センター空調設備改修工事費 990
990			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	14 工事請負費	80,000	小堀内漁港水道管敷設工事費 80,000
	18 負担金補助及び交付金	80,000	小堀内漁港水道管敷設工事負担金 80,000

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
1,400	10 需用費	1,400	修繕料 1,400
1,400			

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 9 消防費 1 消防費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		4 防災費	293,134	3,150	296,284				
		** 計 **	1,918,503	3,150	1,921,653				

会計 款 項	一般会計 11 災害復旧費 2 農林水産業施設災害復旧費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		1 漁港災害復旧費		3,000	3,000			3,000	
		** 計 **		3,000	3,000			3,000	

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
3,150	8 旅費	2,515	普通旅費 2,515
	10 需用費	572	消耗品費 501 燃料費 71
	13 使用料及び賃借料	63	自動車等賃借料 54 駐車場使用料 9
3,150			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	12 委託料	3,000	漁港施設災害復旧調査設計業務委託料 3,000

付 表

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区 分	前前年度末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込	当 該 年 度 中 増 減 見 込						当 該 年 度 末 現 在 高 見 込
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
			補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	
2. 災 害 復 旧 債	3,840,554	3,425,449		3,000	3,000	312,724		312,724	3,115,725
(2) 単 独 災 害 復 旧 事 業 債	1,147,515	2,324,377		3,000	3,000	221,756		221,756	2,105,621
補正されなかった 区 分 に 係 る 額	40,737,024	39,947,239	3,582,800		3,582,800	3,711,148		3,711,148	39,818,891
合 計	44,577,578	43,372,688	3,582,800	3,000	3,585,800	4,023,872		4,023,872	42,934,616
※うち合併特例債	9,273,721	8,540,445				616,576		616,576	7,923,869

議案第 2 号

宮古市市税条例の一部を改正する条例

宮古市市税条例（平成 17 年宮古市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第 5 条 〔略〕</p> <p><u>（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）</u></p> <p>第 5 条の 2 <u>所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p>2 <u>前項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p>3 <u>第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第 36 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1</u></p>	<p>附 則 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第 5 条 〔略〕</p>

項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年4月17日提出

宮古市長 山本正徳

理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。